

北海道福祉教育専門学校

(1)学校の概要、目標及び計画

- ①校長名 澤田 乃基
- ②所在地 〒051-0004
北海道室蘭市母恋北町1丁目5番11号
- ③連絡先 TEL (0143)22-7711 FAX(0143)22-7723
URL <https://hokuto-bunka.ac.jp/sweh/>

④学校の沿革

年 月 日	記 事
昭和16年 4月 1日	室蘭文化洋裁女学院を室蘭市御前水に開校する。(創設者 澤田直助・澤田香代) 学院長澤田香代就任
昭和21年 8月	室蘭市母恋北町(裁縫女学院跡)現在地に移転する。 在校生120名、教職員数5名
昭和22年 7月	文化服装学院(東京都)の連鎖校となる。
昭和23年 7月 16日	新制学校教育法により知事認可校として室蘭文化服装学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和31年 9月 15日	学校法人の認可により経営母体を法人立として室蘭文化学園を設立する。 初代理事長澤田香代、二代理事長澤田直助就任
昭和41年 2月 17日	調理師養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
昭和41年 4月 1日	新設調理師科と服装科の二科を開設し、校名を室蘭文化学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和45年 3月	学校教育法45条の規定による技能教育施設の指定を受ける。
昭和49年 10月	近畿大学豊岡女子短期大学(現・豊岡短期大学)の学習連携校の指定を受ける。
昭和51年 10月 1日	専修学校法の施行により専修学校室蘭文化専門学校に切り替える。 学校長澤田香代就任(昭和62年3月31日退任)
昭和58年 6月	三代理事長澤田豊就任
平成3年 4月	専門学校創立50周年を迎える。
平成4年 3月 13日	介護福祉士の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成4年 4月 1日	専門課程介護福祉科・一般課程調理師科の二学科構成による北海道福祉衛生専門学校の知事認可を受けて開校する。
平成5年 3月 29日	学校長澤田麻呂就任(平成30年3月31日退任)
平成7年 3月 10日	北斗文化学園と学校法人名を変更し認可を受ける。
平成7年 3月 31日	社会福祉主事の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成10年 11月 26日	厚生大臣より専門課程介護福祉科の定員増の認可を受ける。
平成10年 12月 8日	厚生大臣より専門課程調理師学科2年制の認可を受ける。
	北海道知事より専門課程調理師学科2年制の認可を受ける。

平成11年 3月31日	北海道知事より一般課程調理師科の廃科の認可を受ける。
平成11年 4月1日	室蘭市山手町に第2校舎を設置、専門課程調理師学科開校する。
平成14年 4月29日	学園長澤田香代 獲五等宝冠章の叙勲を受ける。
平成14年 11月3日	学園長澤田香代 室蘭市より特別功労者に選ばれる。(教育分野で市政発展に貢献)
平成15年 2月17日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、第2校舎にて各界の代表者を招いてフランス料理のデモンストレーションと特別授業を行う。
平成15年 7月10日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、本校客員教授に就任する。
平成16年 4月26日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校校長ミシェル・プロスペリ氏夫妻が来校し、本校と学務提携を調印する。
平成16年 7月12日	高橋はるみ北海道知事、「まちかど対話212」で来校する。
平成16年 10月3日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員4名と研修生21名が来校し、4月にされた学務提携に基づき本校と札幌市内8ヶ所のホテルで約1ヶ月間研修を受ける。
平成17年 1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成17年 2月4日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授フィリップ・ブラン氏が初めて来校し製菓・製パンの特別実習授業を行う。
平成17年 9月3日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員2名と研修生15名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内9ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成17年 11月3日	理事長澤田豊 藍綬褒章を受章する。
平成18年 1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成18年 4月	学校法人設立50周年 専門学校創立65周年を迎える。
平成18年 9月2日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員1名と研修生10名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内6ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成19年 1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成19年 9月2日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員1名と研修生10名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内5ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成19年 9月18日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校卒業生2名を本校にて日本料理留学生として1年間受け入れる。
平成20年 1月1日	ホテルオークラ東京ベイと業務提携をする。
平成20年 1月15日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成20年 4月1日	北海道福祉衛生専門学校が北海道福祉教育専門学校として、介護福祉学科を設置し、名称変更する。更に北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校(室蘭市山手町1丁目11-34)は、調理師学科として独立した出発をする。
平成20年 7月8日	フランス共和国駐日全権大使閣下ご夫妻、北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校に来校する。
平成20年 12月18日	保育士の養成施設として厚生労働大臣より認可を受ける。
平成21年 4月1日	こども未来学科及びこども未来専攻科を設置し、保育士養成を開始する。幼稚園教諭2種免許取得のため、近畿大学豊岡短期大学(現・豊岡短期大学)と学務提携を結び、その養成を開始する。
平成23年 4月1日	専門学校創立70周年 学校法人設立55周年を迎える。
	こども未来学科2年課程幼稚専攻コースが開設される。
平成24年 4月29日	学校長澤田麻呂 瑞寶單光章を受章する。
平成25年 3月31日	こども未来専攻科が閉科される。

平成26年 3月 31日	職業実践専門課程の認可を受ける。
平成26年 11月 27日	台湾 高雄市にある看護系大学 輔英科技大学との学務提携を締結する。
平成27年 1月 30日	教育訓練給付金の専門実践教育訓練として専門実践教育訓練講座指定を受ける。
平成27年 7月 7日	輔英科技大学 日本研修生12名が来校し、学務提携に基づき本校と札幌市内のグループホーム等にて約3週間研修を受講する。
平成27年12月 22日	輔英科技大学 にて本校教員3名と学生14名が約1週間の短期研修を受講する。同大學において教員が特別講義を実施する。
平成28年 4月	学校法人北斗文化学園法人設立60周年・専門学校創立75周年を迎える。
平成28年 4月 25日	ベトナム社会主義共和国 日本語学校 HINOMARUアカデミーと学務提携を締結する。
平成28年 7月 4日	輔英科技大学 日本研修生6名が来校し、学務提携に基づき本校と小樽市内のグループホーム等にて約3週間研修を受講する。
平成28年 11月 3日	理事長澤田豊 瑞宝双光章を受章する。
平成28年 11月 4日	学校法人北斗文化学園設立60周年・専門学校創立75周年事業として「北海道 モナコ公国交流セミナー」を開催。
平成28年 11月25日	ロシア連邦 ユジノサハリンスク市にあるサハリン・カレッジ・オブ・サービス専門学校(Sakhalin Colledge of Service)との学務提携を締結する。
平成28年 12月 2日	学校法人北斗文化学園法人設立60周年・専門学校創立75周年記念式典を開催。
平成28年 12月 3日	学校法人北斗文化学園法人設立60周年・専門学校創立75周年事業レセプションを開催。
平成28年 12月 20日	輔英科技大学 にて教職員4名と本校学生7名が短期研修を受講する。同大学において教員が特別講義を実施する。
平成29年 7月 6日	輔英科技大学 日本研修生9名が来校し、学務提携に基づき本校と小樽市内のグループホーム等にて約2週間研修を受講する。
平成29年 10月 19日	学校法人北斗文化学園と胆振総合振興局との間で包括連携協定を締結する。
平成29年 12月 22日	輔英科技大学 にて教職員3名と本校学生12名が短期研修を受ける。同大学において教員が特別講義を実施する。
平成30年 4月 1日	学校長澤田乃基就任
平成30年 7月 16日	台湾美和科技大学研修生が、北海道福祉教育専門学校並びにアイケアグループにて2週間の研修を受講する。
平成30年 7月 25日	輔英科技大学研修生4名が、北海道福祉教育専門学校並びにアイケアグループにて2週間の研修を受講する。
平成30年 8月 2日	北海道胆振総合振興局包括連携事業として、「自立支援介護セミナー(講師:竹内孝仁教授)」を開催する。
平成30年 10月 16日	台湾 屏東県にある美和科技大学との学務提携を締結する。
平成31年 1月 7日	輔英科技大学、美和科技大学にて教職員2名と本校学生8名が短期研修を受ける。輔英科技大学において教員が「自立支援介護」の特別講義を行う。
平成31年 4月 1日	北海道福祉教育専門学校介護福祉学科を「自立支援介護福祉学科」へ名称変更する。
平成31年 4月 10日	自立支援介護福祉学科に、初めてとなるベトナム人留学生12名が入学する。
令和 元 年7月 5日	輔英科技大学研修生4名が、北海道福祉教育専門学校並びにアイケアグループにて2週間の研修を受講する。
令和 元 年10月 16日	登別市と包括連携協定を締結する。
令和 元 年10月 28日	北海道より、令和元年度外国人材受入支援事業を受託する。
令和 元 年11月 7日	北海道胆振総合振興局包括連携事業として、「自立支援介護セミナー(講師:竹内孝仁教授)」を開催する。
令和 2年 3月 15日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、卒業生と教職員のみで卒業式を挙行する。
令和 2年 3月 25日	自立支援介護福祉学科第27期生全員(18名)が、阿嘉優・久保明人両先生の指導の下、介護福祉士国家試験に合格する。
令和 2年 3月 30日	北海道より、令和2年度外国人材受入支援事業を受託する。
令和 2年 4月 10日	自立支援介護福祉学科に、留学生8名が入学。初めて台湾からの留学生1名が入学する。
令和 2年 5月 13日	法務大臣より法務省告示日本語教育機関の認可を受ける。
令和 2年 9月 30日	台湾 台南市にある敏恵医護管理専科学校と学務提携を締結する。

令和2年10月1日	専攻科日本語教育課程を開設し、日本語教育を開始する。
令和2年11月14日	北海道胆振総合振興局包括連携事業として、「自立支援介護セミナー(講師:竹内孝仁教授)」を開催する。
令和3年3月1日	専攻科日本語教育課程を6名が卒業する。
令和3年3月15日	自立支援介護福祉学科から、初めてとなる留学生10名が卒業する。
令和3年3月26日	自立支援介護福祉学科第28期生留学生2名が、介護福祉士国家試験に合格する。
令和3年3月30日	北海道より、令和3年度外国人材受入支援事業を受託する。
令和3年3月31日	文化庁より、令和3年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業を受託する。
令和3年4月	学校法人北斗文化学園法人設立65周年・専門学校創立80周年を迎える。
令和3年4月23日	モンゴル文化教育大学と学務提携を締結する。
令和3年9月18日	自立支援介護セミナーを初めて浦河町で開催する。
令和3年10月1日	専攻科自立支援介護研究科を開設する。
令和3年10月22日	台湾台中市にある嶺東科技大学と学務提携を締結する。
令和3年11月11日	台湾の社団法人中華民国理学療法士協会全国連合会および一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会との三者協定を締結する。
令和3年11月11日	専門学校創立80周年記念事業として、「自立支援介護セミナー(講師:竹内孝仁教授)」を開催する。
令和3年12月2日	理事長澤田豊 北海道功労賞を受賞する。
令和4年3月18日	文化庁より、令和4年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業を受託する。
令和4年3月25日	自立支援介護福祉学科第29期生留学生6名が、介護福祉士国家試験に合格する。
令和4年3月31日	北海道より、令和4年度外国人材受入支援事業を受託する。

地域開放研修事業 オープンカレッジ

平成11年4月1日	訪問介護員2級養成講座 開講
平成12年4月1日	福祉用具専門相談員指定講習会 開講
平成13年4月1日	訪問介護員1級養成講座 開講
平成17年7月1日	介護技術講習会 開講
平成18年12月15日	みゆき町サテライトキャンパス 開設(室蘭市みゆき町2丁目9-5) (平成27年9月北海道福祉教育専門学校内に移転)
平成23年4月1日	介護職員基礎研修養成講座 開講
平成25年4月1日	介護職員初任者研修養成講座 開講
平成25年4月1日	介護職員実務者研修養成講座 開講
平成25年12月1日	北斗文化アカデミー苫小牧教育・研修センター 開設(苫小牧市表町5丁目5-8)
平成27年4月	北斗文化アカデミー札幌教育・研修センター 開設(札幌市中央区南9条西4丁目2-11)
平成29年1月	モナコ公国モナコヨットクラブ指定調理人材養成機関HOKUTO BUNKA ACADEMY GROUP COOKING SCHOOL開校
令和2年9月18日	認知症あんしん生活実践塾いぶり 開講
令和3年10月15日	認知症あんしん生活実践塾いぶり 開講

開設施設

昭和38年4月1日	室蘭すみれ幼稚園開園。(室蘭市母恋北町1丁目5-8)
昭和42年4月1日	リリー文化幼稚園(園名変更 平成4年4月1日)開園。(登別市鶯別町2丁目17)
平成15年4月1日	室蘭すみれ幼稚園移転新築「すみれ文化幼稚園」と園名変更する。(室蘭市母恋南町2丁目11-9)

平成 20 年 4 月 1 日	北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校開校。
平成 30 年 4 月 1 日	札幌市認可小規模保育事業 A 型施設 えとわーる保育園開園。(札幌市豊平区美園 3 条 7 丁目 1-19)
令和 4 年 4 月 1 日	放課後等デイサービスほくと開設。(室蘭市日の出町 1 丁目 21-1)

学園グループ

平成 24 年 3 月 8 日	北海道知事より社会福祉法人 北斗文化学園福祉会の認可を受ける。
平成 24 年 4 月 1 日	水元保育所・高砂保育所 室蘭市より運営委託を受け両保育所を開設する。
平成 25 年 3 月 31 日	水元保育所・高砂保育所が統廃合される。
平成 25 年 4 月 1 日	室蘭市高砂町に社会福祉法人 北斗文化学園福祉会 ほくと保育園を開設する。(室蘭市高砂町 3 丁目 11-48)

⑤教職員

(1) 本校に次の職員を置く。

学校長	1名	助手	若干名
専任教員	8 名以上	健康管理医	1 名以上
事務職員	1 名以上	講師	若干名

(2) その他職員に関し必要な事項は、校長が定める。

⑥学則

第1章 総 则

(目的)

第1条 本校は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る介護福祉士を養成することを目的とする。また、児童福祉法に基づき、保育士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る保育士を養成するとともに、幼児期における子どもの心身の発育に有益な教育を教授する幼稚園教諭の育成を目的とする。出入国管理及び難民認定法に基づき、建学の精神「愛・敬・信」のもと、外国人への日本語教育を通じて、世界に誇るべき、優れたる日本の社会の文化と生活習慣を教授し、各種専門知識と技術の習得の礎となる勤勉かつ、精緻に諸事を遂行するために自らを省みる精神性を涵養し、国際社会の平和的発展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、北海道福祉教育専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、北海道室蘭市母恋北町 1 丁目 5 番 11 号に置く。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程及び学科修業年限及び在学期間・定員)

第4条 本校の課程、学科並びに修業年限及び在学期間並びに定員、学級数、学級定員は、次の通りとする。

2. 職業実践専門課程こども未来学科は、2年課程幼児専攻コースを置き、保育士資格と幼稚園教諭第2種免許を合わせて卒業時に取得する。職業実践専門課程こども未来学科2年課程幼児専攻コース入学者は、豊岡短期大学通信教育部を履修し進学する。

但し、国や都道府県、地方公共団体等の実施する緊急再就職訓練事業委託訓練業務等で入学する者は、卒業時に原則、保育士、専門士称号のみの取得となるが、当該する者が幼稚園教諭第2種免許取得を希望する場合、必要な手続きを経てこれを認める。

(学 年)

第5条 本校は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 本校の学年の学期は、次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の通り定める。

(1)土曜日・日曜日・国の制定した祝日。

(2)学校創立記念日(7月16日)

(3)季節休業日(学年を通して10週間以内で校長が定める日)

①夏季休業期間 7月25日から8月16日まで(3週間)

②冬季休業期間 12月20日から1月18日まで(4週間)

③春季休業期間 3月21日から4月8日まで(3週間)

項	課程	関係区分	学科	修業年限	在学期間	一学年定員	学級数	一学級定員
昼	職業実践専門	福祉	自立支援介護福祉学科	2ヶ年	4年間	40名	2	40名
昼	職業実践専門	福祉	こども未来学科	2ヶ年	4年間	50名	2	50名

項	課程	コース名	修業年限	在学期間	一学年定員	学級数	一学級定員
昼	専攻科	日本語教育課程 6ヶ月中・上級コース	6ヶ月	1年間	40名	2	20名
昼	専攻科	日本語教育課程 1年コース	1ヶ年	2年間	20名	1	20名

2. 教育上必要がある場合、校長は前号の休日を臨時に変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、非常災害、その他急迫の事情があるとき、校長は臨時の休業日を定めることができる。

(学科目及び時間数)

第8条 本校の学科目及び授業時間数は別表(1)、別表(2)の通りとする。

第3章 入学・転入学・退学・休学及び除籍

(入学資格)

第9条 本校入学資格及び編入学は次の通りとする。

1. 職業実践専門課程 自立支援介護福祉学科
 - (1)高等学校を卒業した者。
 - (2)通常の課程による 12 年の教育を修了した者。
 - (3)外国において、学校教育における 12 年の教育を修了した者。
 - (4)文部科学大臣の指定した者。
 - (5)高等学校卒業程度認定試験規定により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
 - (6)大学入学資格検定により短期大学及び大学の通信教育正科生として修学している者。
 - (7)(1)に定める者のほか、修業年限が 3 年の専修学校高等学校高等課程を卒業した者。
2. 職業実践専門課程 こども未来学科
 - (1)高等学校を卒業した者。
 - (2)通常の課程による 12 年の教育を修了した者。
 - (3)外国において、学校教育における 12 年の教育を修了した者。
 - (4)文部科学大臣の指定した者。
 - (5)高等学校卒業程度認定試験規定により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定程度試験に合格した者。
 - (6)大学入学資格検定により短期大学及び大学の通信教育正科生として修学している者。
 - (7)(1)に定める者のほか、修業年限が 3 年の専修学校高等学校高等課程を卒業した者。

(入学志願の手続)

第10条 本校に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学試験料を添えて次の書類を校長に提出しなければならない。

項	課程	関係区分	学科名	提出書類
昼	職業実践 専門	福祉	自立支援介護福祉学科	(1)高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書 (2)出身高等学校校長の調査書
昼	職業実践 専門	福祉	こども未来学科	(1)高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書 (2)出身高等学校校長の調査書

2. 前条第 2 号から第 7 号に該当する者は、それを証する書面を前項第 2 号及び第 3 号の書類に代えて提出しなくてはならない。

(入学試験)

第11条 本校に入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1)学科試験
 - (2)人物考査
2. 入学試験は、推薦入学試験、一般入学試験に分けて行うことができる。
 3. 校長は、前各項の試験及び提出された調査書等を参考として合否を決定し、通知する。

(入学の手続き及び入学の許可)

第12条 入学試験に合格した者は、保証人 2 名を定め、所定の誓約書に入学金を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2. 保証人のうち 1 名は父母又は後見人とし、他の 1 名は市内その近郊もしくは道内に居住する成年者で、独立の生活を営む者でなければならない。
3. 前項までの手続きを完了した者に対して校長は、入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第13条 校長は、入学を許可した者について第10条の規定による提出書類等に虚偽の記載があったと

認めたとき、又は、第 11 条の規定による入学試験に関し、不正な行為があったと認めたときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人等の変更届)

第 14 条 学生及び保証人が転居したとき又はその他の理由により新たな保証人を定めた場合は、すみやかに学校長に届け出なくてはならない。

(転入学)

第 15 条 本校に転入学を希望する者がある場合でも、転入学については、認めない。

(休 学)

第 16 条 病気その他やむを得ない理由で 3 ヶ月以上修学することができない者は、保証人と連署の上その理由を記してすみやかに学校長に願い出、休学の許可を受けなければならない。

2. 前項の場合、休学する理由が負傷・疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
3. 第 1 項のほか、学校長が必要と認めたときは休学を命ずる。

(休学の期間)

第 17 条 休学の期間は、1 ヶ年以内とする。ただし、休学の期間は、通算して 2 ヶ年以内まで認めることができる。

2. 前項の休学期間は、在学期間に算入する。

(復 学)

第 18 条 休学している者が復学しようとするときは、休学の理由が消滅したことを証する書類を添え、保証人と連署のうえ、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学及び転退学)

第 19 条 学生が、退学又は転退学を希望するときは、その理由を記し保証人と連署のうえ、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 退学の理由が疾病・負傷の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(除 籍)

第 20 条 校長は、次の各号の 1 つの該当する者を除籍する。

- (1) 正当な理由なく 1 ヶ月以上ひきつづいて出席しない者
- (2) 理由なく 3 ヶ月以上校納金を滞納した者
- (3) 第 4 条の規定による在学期間を越えた者

第4章 学習の評価・単位の認定・進級及び卒業

(学習の評価及び単位の認定)

第 21 条 学習の評価は、学科試験、実習成績、出席時数並びに平素の学習状況等によって行う。

2. 成績の評価は、学科ごとにその教科課程修了の都度行い、一科目を 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、合格点に満たない者は、再試験を行うことができる。
3. 第 8 条別表(1) の各学科の内、別表(1) の介護実習及び社会福祉現場実習を除く学科の出席時間数が 3 分の 2 に満たない者、並びに別表(1) の介護実習及び社会福祉現場実習の出席時間数が 5 分の 4 に満たない者については当該科目の履修を認定しない。
4. 第 8 条別表(2) の各学科の内、別表(2) の保育実習Ⅰ並びに保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習事前事後指導Ⅰ並びに保育実習事前事後指導Ⅱ、保育実習事前事後指導Ⅲ、教育実習、教育実習事前事後指導を除く

出席時間数が、3分の2に満たない者、並びに別表(2)の保育実習I並びに保育実習II、保育実習III、保育実習事前事後指導I並びに保育実習事前事後指導II、保育実習事前事後指導III、教育実習、教育実習事前事後指導の出席時間数が、5分の4に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。

5. 他の養成施設等において履修した単位、並びに個人が、過去に実務に従事した経験と期間を履修した単位として認定しない。入学者は、在学期間内に本校が規定する単位を履修する。

(進級)

第22条 進級は、学科試験、実習成績並びに出席状況を総合勘案して校長が認定する。

2. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えるものについては、進級をさせることができない。

(卒業)

第23条 校長は、第8条に定める学科の全てを修了し、卒業試験に合格した者について卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2. 専門士の称号を授与できる者にあっては、称号授与書を授与する。
3. 卒業証書及び称号授与書は別表の通りとする。
4. 国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。

(1)本校の職業実践専門課程介護福祉学科の学科を履修した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項に該当する者として介護福祉士の免許を申請することができる。

(2)本校の職業実践専門課程こども未来学科を履修した者は、児童福祉法第18条の18に該当する者として保育士の免許を申請することができる。

第5章 職員組織

(職員)

第24条 本校に次の職員を置く。

学校長	1名	助 手	若干名
専任教員	8名以上	健康管理医	1名以上
事務職員	1名以上	講 師	若干名

2. その他職員に関し必要な事項は、校長が定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

第25条 校長は、成績優秀で他の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 校長は、次の各号の1に該当する者に対し、懲戒することができる。

- (1)品行不良で改善の見込みのない者
(2)学力劣等で成績の見込みのない者
(3)正当な理由がなく出席が正常でない者
(4)学校の秩序を乱す等、学生の本分に反した者
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 入学試験料・入学金及び授業料等

(入学試験料・入学金及び授業料等)

第27条 本校の入学試験料・入学金及び授業料等を次の通りとする。

項目	職業実践専門課程 介護福祉学科	職業実践専門課程 こども未来学科	備考
入学試験料	20,000円	20,000円	受験時のみ
入学金	200,000円	200,000円	入学時のみ
教育機材維持費	150,000円	150,000円	
授業料	600,000円	650,000円	
実習費	200,000円	150,000円	

2. 一旦納入した試験料・入学金及び授業料等は返還しない。万が一、やむを得ない理由により入学辞退をする場合は、入学金以外の授業料等の学校納付金については返金する。ただし、4月1日以降に入学を辞退した場合、返金はしない。
3. 授業料は、学年始めの指定日までに納入しなければならない。ただし、分納を認めることがある。
4. 職業実践専門課程こども未来学科2年課程幼児専攻コースに在学する者は、豊岡短期大学科目終末試験料等、短期大学の履修に係わる費用、並びに幼稚園教諭第2種免許状取得に係る費用は、別途徴収する。
5. 上記の入学金及び授業料等の他に学生諸費、燃料費、教科書代、実習着代等を別途徴収する。

(休学の場合の授業料)

第28条 休学期間中は、授業料の1割を納入するものとする。

(奨学金)

第29条 本校に奨学金制度をおくことができる。

第8章 雜 則

(健康診断)

第30条 校長は、健康管理のため学生に対して定期的又は必要に応じて健康診断を行うものとする。

(寄宿舎)

第31条 校長は、寄宿舎に入寮を希望する学生について選考の上、許可する。

(委任)

第32条 この学則に定めるものを除くほかの必要な事項は校長が定める。

(新カリキュラム対応)

第33条 こども未来学科については、平成23年度より児童福祉法の一部が改正されることにより、それに伴い整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、平成22年度入学生(旧カリキュラム)の留年者及び休学期後の復学者については、平成23年度からは新カリキュラムによる履修となる。尚、旧カリキュラムから新カリキュラムの履修読替科目及び時間数については校長が判断する。

(専攻科 日本語教育課程)

第34条 第4条にある専攻科日本語教育課程の規則は、これを別途定める。

付 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
2. この学則の一部改正は、平成5年4月1日から実施する。
(一般課程調理師学科授業等の変更)
3. この学則の一部改正は、平成6年4月1日から実施する。

4. この学則の一部改正は、平成 7 年 2 月 1 日から実施する。
(専門士の称号授与書の授与について卒業事項の一部変更)
5. この学則の一部改正は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程介護福祉科定員増並びに社会福祉主事取得に伴う教科目及び時間数の変更)
6. この学則の一部改正は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
(厚生省令による一般課程調理師学科の学科目及び時間数の変更並びに卒業事項の一部変更)
7. この学則の一部改正は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
(調理師養成の課程変更、修業年限の変更に関する関係項目の変更及び学費の変更)
8. この学則の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
(介護福祉士養成課程のカリキュラム改正に伴う、専門課程介護福祉学科の関係項目の変更)
9. この学則の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
(社会福祉主事養成課程のカリキュラム改正に伴う、専門課程介護福祉学科の関係項目の変更)
10. この学則の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程調理師学科の独立校化に伴う校名及び学則の変更)
11. この学則の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
(入学志願・入学試験の一部改定並びに入学試験料・入学金及び授業料等の改定)
(専門課程こども未来学科並びに専攻科こども未来専攻科の開設に伴う学則の変更)
(専門課程介護福祉学科定員減並びにカリキュラム改正に伴う学則等関係項目の変更)
(入学の手続き時における校納金の納入並びに入学後の校納金の納入に関わる表記の変更)
(こども未来専攻科に係る項目については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。)
12. この学則の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程こども未来学科並びにこども未来専攻科の履修学科追加変更。ただし、平成 22 年度入学者から適用する。)
13. この学則の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程こども未来学科並びにこども未来専攻科のカリキュラム改正並びに幼稚園教諭免許取得に係る修業年限の変更。ただし、平成 23 年度入学者から適用する。)
14. この学則の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程こども未来学科専攻科廃科に伴う学則等関係項目の変更。)
15. この学則の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程介護福祉学科カリキュラム改正に伴う学則等関係項目の変更)
16. この学則の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
(課程名称変更に伴う学則等関係項目の変更)
17. この学則の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
(学務提携校 校名変更に伴う為の変更)
(入学試験料・入学金及び授業料等の改定)
18. この学則の一部改正は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。
(専攻科日本語教育課程開設の為の変更)

7. 学則細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、学則第 32 条の規定に基づき、学生の学校生活に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校の秩序維持)

第2条 学生は、学則を遵守すると共に学習に相応しい環境を整えることに協力し、学校の秩序を乱す行動をしてはならない。

(出席・登校停止)

第3条 次に掲げる行為の 1 又は 2 以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の学生の教育に妨げがあると認める学生

があるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第26条第1項（同法第40条において準用する場合も含む）の規定に基づき、校長はその保護者に対して、学生の出席並びに登校停止を命ずることができる。

- (1)他の学生に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2)教職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3)施設又は設備を損壊する行為
- (4)授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2.学校保健安全法施行規則に規定される感染症に学生がかかるか、もしくは、そのおそれのある場合。

3.検察官又は司法警察員、特別司法警察員により逮捕され、その後検察官により拘留された者。

4.前項より、裁判官へ公訴提起されなくても当該する学生に対して出席停止を命ずることができる。

5.出席並びに登校の停止の命令を受けた者は、速やかにそれに従い、その後においても学校の指示に従わなくてはならない。

(学生証)

第4条 学生は、学生証を常時携帯し、関係職員の請求があった時はこれを提示しなければならない。

- 2. 学生は、卒業、退学、その他学生の身分を失った時、又は学生証の有効期限を経過した時は、直ちに学生証を返納しなければならない。
- 3. 学生は、学生証を紛失又は汚損した場合は、直ちに校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(欠席及び欠課)

第5条 疾病その他やむを得ない理由により欠席しようとする時は、その理由を具し、速やかに校長に届け出なければならない。

(服 裝)

第6条 学生の服装は、清潔、質素を旨とし、品位を保たなければならない。

- 2.実習施設においては、服装の指定がある場合にはこれに従わなければならない。
- 3.入学式及び卒業式等の式典に出席の場合は準正装とする。

(器物破損)

第7条 学生は学校施設、教具教材を破損した場合、速やかに教務に申し出て、校長の指示をあおぐこと。

(携帯電話、通信機器及び不要物の持込)

第8条 学生は、携帯電話等通信機器及び不要物等を許可なく学校内に所持、携帯することはできない。
ただし、許可を受けた場合であっても教育活動に支障のある教室及び実習室等に持ち込んではならない。

(インターネット・電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス等の使用制限)

第9条 学生は、学校内外において平素より、インターネット・電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体を使用し、不法行為・誹謗・中傷・風評の流布などにより人権を侵害したり、不快にさせる行為を行ってはならない。

- 2.修学上、知り得た各種情報（学校生活、校外実習等すべての事項）をインターネット・電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス等において公開することは制限されることがある。
- 3.インターネット・電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体を使用した結果、違法行為があったり、他者・特定の組織等に迷惑があった場合、学則によって厳しい処分の対象となる。

(団体等の結成)

第10条 学生が研究会、クラブの他の団体（以下「団体」という。）を結成しようとする時、又は団体が学校外の団体に加盟しようとする時は、その団体の責任者は校長に届け出て許可を受けなければならない。

- 2.許可を受けた団体が規約及び役員に関する事項を変更しようとする時は、校長に届け出て許可を受けなければならない。

3.許可を受けた団体が解散した時、又は加盟している学校外の団体から脱退した時は、速やかに校長に届けなければならない。

(集会)

第11条 学生が学校内で集会しようとする時は、5日前に校長に願い出て、施設、設備使用の許可を受けなければならぬ。

2.学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外において集会しようとする時は、その期日の7日前までに校長に届けなければならない。

(掲示)

第12条 学生が学校内に文書等を掲示する時は、校長に許可を受けて、学校の指定した掲示場以外の場所を使用してはならない。

2.掲示期間は、特別な場合を除き7日間以内とする。

3.学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外に文書等を掲示しようとする時は、掲示日の5日前までに校長に届けなければならない。

(出版、販売、寄付募集)

第13条 学生が、雑誌、新聞その他の印刷物等を発行しようとする時は、その都度、校長に届けなければならない。

2.前項の印刷物等が出来た時は、遅滞なく校長に提出しなければならない。

3.学生が出版物及び物品等の販売又は寄付行為を募集しようとする時は、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服喪)

第14条 学生が親族の喪に服する場合の期間は、次の通りとする。

(1)一親等の直系尊属（父母、配偶者または子）	7日
(2)二親等の直系尊属（祖父母）	3日
(3)二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
(4)三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日

(奉仕活動)

第15条 学生は、当該学年中に学校内及び学校外を問わず3日間以上の奉仕活動を校長に届け出て行わなければならない。

(学校行事)

第16条 学生は、学校が年間の授業実施期間内において実施する各種学校行事に参加しなければならない。

(自家用車通学)

第17条 学生の自家用車通学は、原則として認めない。

(補則)

第18条 この細則の実施に関し必要な届出、願い書等の様式、その他の事項は、校長が別に定める。

付 則

1. この細則は、平成5年4月1日から実施する。
2. この細則の一部改正は、平成9年4月1日から実施する。
3. この細則の一部改正は、平成13年4月1日から実施する。
4. この細則の一部改正は、平成14年4月1日から実施する。

5. この細則の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程調理師学科の独立校化に伴う校名及び学則の変更)
6. この細則の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程こども未来学科の新設に伴う学則の変更)
7. この細則の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
8. この細則の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
9. この細則の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する

⑦教育方針・教育目標

(1) 教育方針

介護福祉士及び保育士並びに幼稚園教諭として必要な基本知識、技能を習得して、心身共に健康な人間性の育成に重点を置くことを教育の基本的な姿勢とし、国民生活の発展向上と人類の福祉に貢献できるような実践的技術に重点をおいた系統的教育を実施することにより、実社会の中で即戦力となる有能な人材を養成する。

(2) 教育目的

教育基本法及び学校教育法の精神に則り、自立支援介護福祉学科は社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る介護福祉士を養成することを目的とする。また、こども未来学科は学校教育法及び児童福祉法に基づき、保育士並びに幼稚園教諭として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る保育士・幼稚園教諭を養成することを目的とする。

(2) 各学科等の教育

①定員数

職業実践専門課程	自立支援介護福祉学科	2年制	入学定員 40名
職業実践専門課程	こども未来学科	2年制	入学定員 50名

②入学者数

職業実践専門課程	自立支援介護福祉学科	14名
職業実践専門課程	こども未来学科	25名

③進級・卒業要件

(1) 進級

1. 進級は学科試験、学習成績並びに出席状況を総合勘案して校長が認定する。
2. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を超えるものについては、進級させることができない。

(2) 卒業

1. 校長は、本校の定める学科目の全てを修了し、卒業試験に合格した者について業を認定し、卒業証書を授与する。
2. 専門誌の称号を授与できる者にあっては、称号授与書を授与する。
3. 卒業証書及び称号授与書は別表の通りとする。
4. 国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。
 1. 本校の専門課程自立支援介護福祉学科の学科を履修したものは、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項に該当する者として介護福祉士の免許を申請することができる
 2. 本校の専門課程こども未来学科を履修したものは、児童福祉法第18条の18に該当する者として保育士の免許を申請することができる

④卒業者数、卒業後の進路

(1) 卒業者数

職業実践専門課程	自立支援介護福祉学科	2年制	入学定員 18名
職業実践専門課程	こども未来学科	2年制	入学定員 32名

(2) 卒業後の進路

(本校ホームページ「卒業生の主な進路」参照)

⑤カリキュラム全般

【職業実践専門課程自立支援介護福祉学科】

領域	教育内容	科目名	実施形態	必修・選択	単位	規定時間	1年次		2年次		備考	
							単位		実施時間			
							前期	後期	前期	後期		
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の理解 I	講義	必修	2	30		2	30			
	人間関係とコミュニケーション	人間の理解 II	講義	必修	2	30	2		30			
	社会の理解	社会と制度の理解 I	講義	必修	2	30	2		30			
		社会と制度の理解 II	講義	必修	2	30		2	30			
	人間と地域社会	レクリエーション理論	講義	必修	2	30	2		30			
		健康増進と介護予防	講義	必修	2	30		2	30			
		接遇の理解	講義	必修	2	30	2		30			
		地域社会の理解と演習	演習	必修	1	30	0.5		15	0.5	15	
	(小計)				15	240	8.5	6	225	0.5	0	
											15	
介護	介護の基本	介護の基本 I	講義	必修	4	60	2	2	60			
		介護の基本 II	講義	必修	4	60	2	2	60			
		介護の基本 III	講義	必修	4	60			2	2	60	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 I	演習	必修	1	30	1		30			
		コミュニケーション技術 II	演習	必修	1	30		1	30			
	生活支援技術	生活支援技術 I	演習	必修	2	60	2		60			
		生活支援技術 II	演習	必修	2	60				2	60	
		生活支援技術 III	演習	必修	2	60	2		60			
		生活支援技術 IV	演習	必修	4	120	2	2	120			
	介護過程	介護過程 I	演習	必修	2	60	2		60			
		介護過程 II	演習	必修	2	60				2	60	
		介護過程 III	演習	必修	1	30			1		30	
	介護総合演習	介護総合演習 I	演習	必修	2	60	2		60			
		介護総合演習 II	演習	必修	2	60			2		60	
	介護実習	介護実習 I	実習	必修	4	180		4	180			
		介護実習 II	実習	必修	6	270			6		270	
	(小計)				43	1260	15	11	720	11	6	
											540	
ニコロとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解 I	講義	必修	2	30	2		30			
		発達と老化の理解 II	講義	必修	2	30				2	30	
	認知症の理解	認知症の理解 I	講義	必修	2	30		2	30			
		認知症の理解 II	講義	必修	2	30			2		30	
	障害の理解	障害の理解 I	講義	必修	2	30	2		30			
		障害の理解 II	講義	必修	2	30		2	30			
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ I	講義	必修	6	90	6		90			
		こころとからだのしくみ II	講義	必修	2	30	2		30			
	(小計)				20	300	12	4	240	2	2	
											60	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア	講義	必修	5	75				2	3	
		医療的ケア	演習	必修	2	60				2	60	
	(小計)				7	135	0	0	0	2	5	
											135	
計(1)					85	1935	35.5	21	1185	15.5	13	
介護福祉学総論		講義	必修		6	90				2	4	
(小計)					6	90	0	0	0	2	4	
											90	
社会福祉主事	社会福祉主事	児童福祉論	講義	必修	2	30				2	30	
		地域福祉論	講義	必修	2	30			2		30	
		社会福祉援助技術演習	演習	必修	1	30			1		30	
		福祉事務所運営論	講義	必修	2	30				2	30	
		社会福祉施設経営論	講義	必修	4	60			4		60	
		法学	講義	必修	2	30				2	30	
		経済学	講義	必修	2	30				2	30	
		社会福祉現場実習	実習	必修	2	90				2	90	
		社会福祉現場実習指導	演習	必修	2	60				2	60	
	(小計)				19	390	0	0	0	9	10	
											390	
実施形態別計	講義				71	1065	24	14	570	16	17	
	演習				27	810	11.5	3	435	4.5	8	
	実習				12	540	0	4	180	6	2	
合計					110	2415	35.5	21	1185	26.5	27	
											1230	

注) ①講義:1単位 15時間 演習:1単位 30時間 実習:1単位45時間

※「必修・選択」とは必修科目と選択科目の別を示し、必修科目は総て履修しなければならない。

※ 教科目によっては学年並びに前期と後期での変更をする場合がある。

【職業実践専門課程こども未来学科】

区分	学科名	履修法	必・選の別	単位	時間	1年次			2年次			備考	
						単位		時間	単位		時間		
						前期	後期		前期	後期			
基礎教養科目	法学(日本国憲法)	講義	必	2	30	2		30					
	心理 学	講義	必	2	30	2		30					
	情報リテラシーと処理技術	実習	必	2	30		2	30					
	英語コミュニケーション	演習	必	2	60	1	1	60					
	健 康 科 学	講義	必	1	15	1		15					
	ス ポーツ(実技)	実技	必	1	15	1		15					
	(小 計)			10	180	7	3	180	0	0	0		
	社会福祉論	講義	必	2	30	2		30					
	こども家庭支援論	講義	必	2	30		2	30					
	こども家庭福祉論	講義	必	2	30		2	30					
専門教科	保育原理論	講義	必	2	30	2		30					
	保育者論	講義	必	2	30	2		30					
	社会的養護Ⅰ	講義	必	2	30		2	30					
	教育原理論	講義	必	2	30		2	30					
	(小 計)			14	210	6	8	210	0	0	0		
	保育の心理学	講義	必	2	30	2		30					
	こどもの発達と家庭支援	講習	必	2	30		2	30					
	こどもの理解と援助	演習	必	1	30				1		30		
	教育心理学	講義	必	2	30		2	30					
	こどもの保健	講義	必	2	30	2		30					
保育の内容・方法に関する科目	こどもの食と栄養	演習	必	2	60				1	1	60		
	保育内容総論	演習	必	1	30		1	30					
	保育にどもの指導法「健康」	演習	必	1	30				1		30		
	保育にどもの指導法「人間関係」	演習	必	1	30	1		30					
	内 容にどもの指導法「環境」	演習	必	1	30				1		30		
	こどもの指導法「言葉」	演習	必	1	30		1	30					
	こどもの指導法「リズム表現」	演習	必	1	30	1		30					
	こどもの指導法「造形表現」	演習	必	1	30	1		30					
	人間関係論	講義	必	1	15		1	15					
	環境論	講義	必	1	15				1		15		
実習	音楽表現論	演習	必	1	30	1		30					
	音楽内閣の指導法「音楽表現」第1教程	演習	必	1	30		1	30					
	音楽内閣の指導法「音楽表現」第2教程	演習	必	1	30		1	30					
	音楽内閣の指導法「音楽表現」第3教程	演習	必	2	60				1	1	60		
	こどもと造形表現	演習	必	1	30		1	30					
	こどもと運動表現	演習	必	1	30		1	30					
	こどもの指導法「言語表現」	演習	必	1	30		1	30					
	音楽表現	演習	必	2	60	1	1	60					
	こどもと音楽	演習	必	2	60				1	1	60		
	こどもと体育	演習	必	1	30				1		30		
総合演習	造形表現	演習	必	1	30	1		30					
	幼児造形	演習	必	1	30				1		30		
	障害児保育	演習	必	2	60	1	1	60					
	特別支援教育	講義	必	1	15				1		15		
	社会的養護Ⅱ	演習	必	1	30				1		30		
	乳児保育Ⅰ	講義	必	2	30	2		30					
	乳児保育Ⅱ	演習	必	1	30		1	30					
	子どもの健康と安全	演習	必	1	30				1		30		
	子育て支援	演習	必	1	30				1		30		
	保育の計画と評価	講義	必	2	30	2		30					
計	保育方法論	講義	必	2	30		2	30					
	(小 計)			36	945	11	12	585	10	3	360		
実習	保育実習Ⅰ	実習	必	4	180				2	2	180		
	保育実習Ⅱ	実習	必	2	90				2		90		
	教育実習	実習	必	4	180				4		180		
	保育実習事前事後指導Ⅰ	演習	必	2	60	1	1	60					
	保育実習事前事後指導Ⅱ	演習	必	2	60				1	1	60		
卒業研究	教育実習事前事後指導	演習	必	2	60				1	1	60		
	(小 計)			16	630	1	1	60	6	8	570		
	保育実践演習	演習	必	2	60		1	30	1		30		
卒業研究	幼稚児保育特別実践演習	演習	必	1	30				1		30		
	(小 計)			4	120	0	1	30	2	1	90		
計	小計講義	講義	36	540	19	15	510	2	0	30			
	小計演習	演習	42	1260	9	12	630	14	7	630			
	小計実習	実習	10	450	0	0	0	4	6	450			
	小計実技	実技	3	45	1	2	45	0	0	0			
	合計	計	91	2295	29	29	1185	20	13	1110			

講義:1単位=15時間 演習:1単位=30時間 実習:1単位=45時間 実技:1単位=15時間 1時限=45分
※「必・選」とは必修科目と選択科目の別を示し、必修科目は終て履修しなければならない。

※教科目によっては学年並びに前期と後期での変更がある。

(3) 教職員

1. 専任講師

区分	職名	氏名	担当科目	専修学校設置基準教員用件	配置年月日
専任	学校長	澤田 乃基	地域社会の理解 他	第41条(4)	平成8年4月1日
専任	教務主査	高山 晃作	幼児体育Ⅰ・Ⅱ 他	第41条(4)	平成18年4月1日
専任	教務主任	阿嘉 優	コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅳ 他	第41条(5)	平成30年4月1日
専任	教員	野村 晴美	介護の基本Ⅰ・Ⅱ、介護過程 他	第41条(5)	令和3年4月1日
専任	教員	久保 明人	生活支援技術Ⅱ、地域福祉論 他	第41条(5)	令和1年7月1日
専任	教員	柿崎 美子	医療的ケア、こころとからだのしくみ 他	第41条(2)	平成29年4月1日

2. 兼任講師 35名

(4) キャリア教育・実践的職業教育

・実習先一覧

介護実習施設一覧表

令和4年4月1日現在

種別	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
特別 養護 老人 ホーム	幸楽園	60名	049-5613	虻田郡洞爺湖町清水434番地	(0142) 76-4309
	幸豊園	80名	049-5331	虻田郡豊浦町字大岸町151-2	(0142) 84-1053
	幸豊ハイツ	100名	049-5332	虻田郡豊浦町字大岸町151-2	(0142) 84-1124
	喜楽園	60名	059-0157	伊達市向有珠町160-7	(0142) 38-3001
	白鳥ハイツ	100名	050-0054	室蘭市白鳥台4-8-1	(0143) 59-3033
	緑風園	100名	059-0463	登別市中登別町253-7	(0143) 84-3033
	寿幸園	50名	059-0904	白老郡白老町東町4-6-8	(0144) 82-2929
	緑陽園	110名	059-1265	苫小牧市字樽前222-11	(0144) 67-0166
	樽前慈生園	50名	059-1265	苫小牧市字樽前219-1	(0144) 67-5601
	北海道リハビリテーションセンター特養部	50名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
	第二長日園	50名	052-0101	有珠郡壯瞥町字滝之町287-8	(0142) 66-3255
	陽明園	80名	059-1365	苫小牧市字植苗51-177	(0144) 58-2421
	樽前緑樹園	50名	059-1265	苫小牧市字樽前220-5	(0144) 67-3620
	アポロ園	50名	053-0851	苫小牧市山手町1-12-3	(0144) 74-8377
	エンルムハイツ	50名	051-0036	室蘭市祝津町3-16-32	(0143) 27-5577
	みたらの杜	140名	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-1	(0143) 26-2700
	ひまわり	50名	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
障害者支援施設	樽前かしわぎ園	80名	059-1265	苫小牧市字樽前216-5	(0144) 67-6308
	北海道リハビリテーションセンター療護部	50名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
	北海道リハビリテーションセンター更生部	130名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
	伊達リハビリセンター	80名	052-0012	伊達市松ヶ枝町84-1	(0142) 21-5151
老人保健施設	苫小牧健樹園	58名	059-1271	苫小牧市澄川町7-9-18	(0144) 67-3111
	グリーンコート三愛	100名	059-0463	登別市中登別町24-113	(0143) 83-0111
	母恋	100名	051-0005	室蘭市新富町1-5-13	(0143) 25-2121
	プライムヘルシータウン湘南	100名	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1200
	ライフスプリング桜木	100名	053-0832	苫小牧市桜木町2-25-1	(0144) 71-2369
	憩	70名	051-0076	室蘭市知利別町1-45	(0143) 41-1511
	ひまわり	90名	007-0803	札幌市東区東苗穂3条1丁目2-18	(011) 781-8800
訪問介護事業所等施設	指定訪問介護事業所 いきがい	—	051-0005	室蘭市新富町1-2-2	(0143) 22-0150
	勤医協ヘルパーステーションむろらん	—	050-0085	室蘭市輪西町2-3-17	(0143) 45-6805
	小規模多機能型居宅介護事業所 デイホームやちよ	—	050-0086	室蘭市大沢町2-26-4	(0143) 41-1717
	小規模多機能型居宅介護事業所 みたらの杜	—	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-3	(0143) 26-3335
	いぶりたすけ愛優サービス	—	059-0023	登別市桜木町3-2-10	(0143) 88-3003
	ヘルパーステーションひまわり	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
	ヘルパーステーション湘南	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1202
	ケアステーションはまなす	—	059-0464	登別市登別東町2丁目15-21	(0143) 80-1000

通所介護事業所等施設	デイサービスセンター いきがい	---	051-0005	室蘭市新富町1丁目2番2号	(0143) 22-0150
	勤医協むろらんデイサービス	-	050-0085	室蘭市輪西町2-3-17	(0143) 46-6466
	デイサービスセンター かがやき	-	050-0083	室蘭市東町4-20-8	(0143) 44-0012
	デイサービスセンター みたらの杜	-	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-37	(0143) 26-2150
	デイサービスセンター ことぶき	-	050-0082	室蘭市寿町1-1-9	(0143) 44-3300
	通所リハビリ グリーンコート三愛	-	059-0463	登別市中登別町24-113	(0143) 83-0111
	ライフカレッジ登別	-	059-0036	登別市美園町2-35-16	(0143) 84-1634
	通所リハ プライムヘルシータウン湘南	-	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1200
	デイサービスセンター ひまわり	-	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
	デイサービス くぬぎ	-	059-0922	白老郡白老町萩野310-111	(0144) 83-9111
	ライフスプリング桜木 デイケア	-	053-0832	苫小牧市桜木町2-25-1	(0144) 71-2369
	グループホーム みたらの杜	18名	051-0035	室蘭市絵鞆町2丁目22番3号	(0143) 26-3330
認知症対応型共同生活介護施設	グループホーム やちよ	18名	050-0086	室蘭市大沢町2-26-15	(0143) 41-7200
	グループホーム ひだまりの家	18名	051-0001	室蘭市御崎町2-10-19	(0143) 23-2800
	グループホーム フォレスト柏木	18名	050-0064	室蘭市柏木町45-10	(0143) 58-3200
	グループホーム しづく	18名	059-0017	登別市柏木町4-24-9	(0143) 81-6160
	グループホーム ねねむ	18名	052-0011	伊達市竹原町28-3	(0142) 22-0616
	グループホーム かしわ	18名	059-0922	白老郡白老町萩野310-111	(0144) 83-9111
	グループホーム 日吉	18名	053-0816	苫小牧市日吉町3-1-9	(0144) 72-6000
	グループホーム 花縁	18名	059-1271	苫小牧市澄川町4-3-5	(0144) 61-7321
	グループホーム たんぽぽ	18名	050-0051	室蘭市石川町202-1	(0143) 50-2255
	グループホーム 和みずもと	18名	050-0071	室蘭市水元町53-12	(0143) 84-8677

社会福祉現場実習施設一覧表

令和4年4月1日現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
室蘭市 社会福祉協議会	050-0083	室蘭市東町2丁目3-3	0143-22-1858
就労支援センター ピアチェーレ	059-0463	登別市中登別町24番地120	0143-83-3210
介護老人保健施設 グリーンコート三愛	059-0463	登別市中登別町24番地12	0143-83-0111
特別養護老人ホーム白鳥ハイツ	050-0054	北海道室蘭市白鳥台4丁目8番1号	0143-23-4005
特別養護老人ホームエンルムハイツ	051-0036	室蘭市祝津町3-16-32	0143-27-5500
障害者支援施設 太陽の園	052-8585	伊達市幌美内町36-58	0142-23-3549
デイサービスセンターかがやき	050-0083	室蘭市幸町6番23号	0143-44-0012
社会福祉法人 コスモス22ふみだす	052-17158	伊達市松ヶ枝町59-5	0142-25-0023
介護老人保健施設 ひまわり	007-0803	札幌市東区東苗穂3条1丁目2-18	011-781-8800

保育実習施設一覧表

令和4年4月1日現在

施設名	定員	郵便番号	所 在 地	電話番号
ほぐと保育園	150名	050-0072	室蘭市高砂町3-11-48	(0143) 45-8100
東町保育所	120名	050-0081	室蘭市寿町1-11-5	(0143) 44-3413
みどり保育園	75名	051-0004	室蘭市母恋北町1-16-5	(0143) 22-6296
双葉保育所	80名	050-0084	室蘭市みゆき町2-16-1	(0143) 44-3612
楽山保育園	90名	050-0073	室蘭市宮の森町1-6-16	(0143) 45-4215
常盤保育所	120名	051-0014	室蘭市栄町2-6-16	(0143) 22-3887
白鳥保育所	90名	050-0054	室蘭市白鳥台2-8-3	(0143) 59-2570
祝津保育所	55名	051-0032	室蘭市港南町2-4-13	(0143) 24-7878
登別市立鶯別保育所	120名	059-0034	登別市鶯別町4-36-18	(0143) 86-7254
登別市立富士保育所	120名	059-0014	登別市富士町7-2-1	(0142) 85-2557
栄町保育所	120名	059-0033	登別市栄町2-6-1	(0143) 86-9515
幌別東保育所	120名	059-0013	登別市幌別町8-17	(0143) 88-0151
登別保育所	60名	059-0465	登別市登別本町2-25-9	(0143) 80-1133
伊達市立くるみ保育所	90名	052-0021	伊達市末永町94-91	(0142) 25-1165
伊達市立ひまわり保育所	120名	052-0011	伊達市竹原町57-1	(0142) 25-3493
うす保育所	30名	059-0151	伊達市有珠町1-1	(0142) 38-2598
ふたば保育所	90名	052-0034	伊達市館山下町160	(0142) 23-2792
伊達保育所	60名	052-0027	伊達市大町18	(0142) 23-4017
虹の橋保育園	90名	052-0014	伊達市舟岡町200-142	(0142) 25-7111
つつじ保育所	120名	052-0014	伊達市舟岡町344-4	(0142) 25-1918
壮瞥町立認定こども園そうべつ保育所	75名	052-0101	有珠郡壮瞥町字滝之町432-9	(0142) 66-2452
洞爺湖町立入江保育所	90名	049-5603	虻田郡洞爺湖町入江190-31	(0142) 76-4317
洞爺湖町立洞爺保育所	45名	049-5802	虻田郡洞爺湖町洞爺町416	(0142) 82-5559
豊浦町立大岸保育所	30名	049-5332	虻田郡豊浦町大岸97-60	(0142) 84-1351
認定こども園青空	80名	049-5416	虻田郡豊浦町字船見町100-1	(0142) 83-3662
認定こども園海の子保育園	45名	069-0641	白老郡白老町字虎杖浜74-11	(0144) 87-2481
白老町立はまなす保育園	60名	059-0922	白老郡白老町字萩野72-1	(0144) 83-2271
認定こども園白老小鳩保育園	75名	059-0904	白老郡白老町東町3-1-27	(0144) 82-2040
錦岡保育園	90名	059-1264	苦小牧市宮前町2-28-15	(0144) 67-0033
苦小牧すみれ保育園	90名	053-0803	苦小牧市矢代町3-3-3	(0144) 72-4063
さくらぎ保育園	90名	053-0832	苦小牧市桜木町3-24-23	(0144) 73-7033
たいせい保育園	90名	053-0806	苦小牧市大成町1-14-26	(0144) 72-9257
むかわひかり認定こども園	135名	054-0021	勇払郡むかわ町大原2-14-1	(0145) 42-3711
認定こども園黒松内保育園	60名	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内303	(0136) 72-3230

室蘭市子ども発達支援センター(あいぐる)	一	051-0003	室蘭市母恋南町2-22-3	(0143) 25-5500
児童養護施設 わかすぎ学園	40名	051-0003	室蘭市母恋南町5-5-39	(0143) 23-7984
児童養護施設 黒松内つくし園	80名	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内562-1	(0136) 72-3033
児童養護施設 北海愛星学園	65名	048-1305	磯谷郡蘭越町字大谷289	(0136) 57-5537
障がい児入所施設 室蘭言泉学園	30名	051-0003	室蘭市母恋南町5-5-39	(0143) 22-3037
障がい児入所施設 しりべし学園	40名	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	(0136) 72-3173
障がい者支援施設 優徳荘	50名	052-0317	伊達市大滝区優徳町13-4	(0142) 68-6134
太陽の園	一	052-8585	伊達市幌美内36-58	(0142) 23-3549
日中活動センターげんせん	33名	051-0004	室蘭市母恋北町1-2-20	(0143) 23-0520
わく・WORK ランタナ	34名	050-0067	室蘭市陣屋町3-18-18	(0143) 83-6560
むろらんワークセンター岬	40名	051-0003	室蘭市母恋南町2-22-3	(0143) 22-5671
月どらいおん	35名	059-0002	登別市幸町3-6	(0143) 88-1374
ふみだす	60名	052-0012	伊達市松ヶ枝町59-4	(0142) 25-0022
フロンティア	40名	059-0922	白老郡白老町字萩野310-110	(0144) 83-3537
就労支援センター Jobスタ	40名	050-0074	室蘭市中島町1-23-10	(0143) 50-6622
緑星の里	一	059-1365	苦小牧市植苗121-7	(0144) 58-2321

教育実習施設一覧表

令和4年4月1日現在

施設名	定員	郵便番号	所在 地	電話番号
すみれ文化幼稚園	120名	051-0003	室蘭市母恋南町2-11-9	(0143) 25-6611
認定こども園室蘭めばえ幼稚園	68名	050-0076	室蘭市知利別町2-15-15	(0143) 44-2388
室蘭美園幼稚園	210名	050-0083	室蘭市東町1-20-23	(0143) 43-3130
桜ヶ丘幼稚園	100名	050-0063	室蘭市港北町2-26-30	(0143) 58-3265
ベネディクト幼稚園	140名	050-0072	室蘭市高砂町3-7-7	(0143) 44-5296
文化学園大学附属幼稚園	105名	050-0072	室蘭市高砂町3-11-50	(0143) 44-0566
室蘭中島幼稚園	210名	050-0075	室蘭市中島本町1-9-6	(0143) 44-1870
室蘭幼稚園	225名	051-0002	室蘭市御前水町2-8-19	(0143) 23-2554
八丁平美園幼稚園	140名	050-0061	室蘭市八丁平5-47-1	(0143) 41-3456
リリー文化幼稚園	175名	059-0034	登別市鶯別町2-17	(0143) 87-2211
登別カトリック聖心幼稚園	150名	059-0012	登別市中央町7-15	(0143) 85-2414
認定こども園白菊幼稚園	280名	059-0023	登別市桜木町2-5-3	(0143) 85-2545
認定こども園白雪幼稚園	80名	059-0465	登別市登別本町2-25-8	(0143) 83-1162
認定こども園京王幼稚園	215名	052-0031	伊達市館山町15	(0142) 23-5454
伊達幼稚園	120名	052-0023	伊達市元町31	(0142) 23-3318
とうやこ幼稚園	80名	049-5605	虻田郡洞爺湖町高砂町127-9	(0142) 76-4500
認定こども園白老さくら幼稚園	115名	059-0903	白老郡白老町日の出町3-9-47	(0144) 82-2640
苫小牧マーガレット幼稚園	160名	053-0034	苫小牧市清水町2-11-8	(0144) 34-7811
苫小牧聖母幼稚園	100名	053-0805	苫小牧市新富町2-6-16	(0144) 72-2666
苫小牧ふたば幼稚園	100名	053-0027	苫小牧市王子町1-2-18	(0144) 34-6250
苫小牧いすみ幼稚園	270名	053-0042	苫小牧市三光町5-7-29	(0144) 33-5370
青空幼稚園	310名	053-0823	苫小牧市柏木町2-3-5	(0144) 72-3266
認定こども園苫小牧聖ルカ幼稚園	91名	053-0018	苫小牧市旭町2-6-19	(0144) 36-1156
富川ひばり幼稚園	160名	055-0001	沙流郡日高町富川北3-5-3	(01456) 2-0920

(5) 様々な教育活動・教育環境

①学校行事・教育日程

学 年 共 通							自立支援推進社学科	こども未来学科	専攻科 日本語教育開拓
日	月	火	水	木	金	土			
							説明会付式(1日)	1年生 オリエンテーション(12日)	1年生 オリエンテーション(13日)
							始業式(8日)	1年生 コニファーム様式(13日AM)	
3	4	5	6	7	8	9	入学式(10日)	1・2年生 健康診断(19日)	
10	11	12	13	14	15	16	振替休日(11日)		
17	18	19	20	21	22	23	難民健康診断(19日)		
24	25	26	27	28	29	30			
							振替休日(4/11)		
4							昭和の日(4/29)		
							GW(4/29~5/5)		
							「携帯電話の旅費と犯罪防止」講習会(1日)		
							※学生募集活動開始		
							※各種HP:常時内容更新情報は早めに	※進学祝賀会(篠美館:4/21)	
							受験生に周知すること	※体験入学(24日)	
								※体験入学(24日)	
							合同懇親会(1日)		
5							高校BTS研修生来校(1日)、歓迎式(1日)	2年生 介護実習	2年生 保育所実習(5/24~6/18)
							(
							2年生 実習事前訪問(7・8日)		
							(
							16 17 18 19 20 21		
							22 23 24 25 26 27 28		
							29 30 31		
								すみれか花見交流会(1日)	すみれお花見交流会(1日)
							憲法記念日(5/3)		
							みどりの日(5/4)		
							こどもの日(5/5)	八丁平名人クラブ 自立支援セミナー(5/6)	幼稚園へ学生ボランティア訪問開始
							※各種HP:常時内容更新	※体験入学(15日)	※体験入学(15日)
							合同懇親会(1日 17:30~)		
6							新入生交流会(8日~ 10日?)	1年生 施設見学(1日)	2年生 保育所実習(5/24~6/18)
							(
							6 7 8 9 10 11	2年生 介護実習	
							(~ 7/1)		
							13 14 15 16 17 18	2年生 中間登校日(1日)	防火訓練(1日)
							20 21 22 23 24 25		
							27 28 29 30		
								消防訓練(1日)	
							水質検査(1日)	水質検査(1日)	水質検査(1日)
							※各種HP:常時内容更新	※体験入学(19日)	※体験入学(19日)
							合同懇親会(1日 17:30~)		
7							開校記念日(16日)		
							1 2	2年生 介護実習(17日~ 18日)	
							3 4		
							5 6	代休(18・20日)	幼稚園お泊り会(~)
							7 8		
							9 10 11	12 13 14 15 16 17 18	
							19 20 21 22 23 24 25	休業式(16日) 白/(福) 日	
							26 27 28 29 30	夏休み(16日) ~ /(福) 日 ~	
							31	篠美科技大学研究会日(7/ ~7/)	
								海の日(7/18)	
							代休(7/19)		
							代休(7/20)		
							※各種HP:常時内容更新	※体験入学(27日、30日)	※体験入学(27日、30日)
							合同懇親会(1日 17:30~)		
							合同懇親会(1日 13:30~)	※AO入試1次(27日)	
8							夏休み(~16日)	1年生 介・扶養扶拭訓練(中旬)	
							1 2 3 4 5 6	始業式(17日)	
							7 8 9 10 11 12 13		
							14 15 16 17 18 19 20	お盆休み(11日~ 16日)	
							21 22 23 24 25 26 27		
							28 29 30 31	レクリエーション交流会(1日)※予定	レクリエーション交流会(28日)※予定
								レクリエーション交流会(28日)※予定	レクリエーション交流会(28日)※予定
							11/11~8/16		
							※各種HP:常時内容更新	※体験入学(4日)	※体験入学(4日)
								※AO入試2次(4日)	※AO入試2次(4日)
								※AO入試3次(21日)	※AO入試3次(21日)
9							1年生 介護実習 1/2 (9/ ~10/)	2年生 幼稚園実習(9/6~10/6)	
							4 5 6 7 8 9 10		
							11 12 13 14 15 16 17	2年生 主要実習 (後 9/ ~10/)	
							18 19 20 21 22 23 24		
							25 26 27 28 29 30		
							31		
							敬老の日(9/19)		
							秋分の日(9/23)		
									9/23前期終了(9/26~9/30の間お休み)
							※各種HP:常時内容更新	※体験入学(11日)	※体験入学(11日)
								※AO入試4次(11日)	※AO入試4次(11日)

(6) 学生の生活支援

①学生の福利厚生

(1) 定期健診

学生の健康管理のため定期にレントゲン撮影等による健診を行っています。

(2) 予め所定の手続きを取ることで、普段の通学や旅行の移動に必要な学生割引のために必要な文書類の発行を受けることが出来ます。

(3) 校医の紹介

【船員保険 健康管理センター】

札幌市中央区北1条西4 TEL 011-200-4811

【斎藤外科医院】

室蘭市中央町2-7 TEL 0143-23-1411

(7) 学生納付金・就学支援

①納付金額

職業実践専門課程 自立支援介護福祉学科

項目	初年度	2年次
入学金	200,000円	
授業料	600,000円	650,000円
実習費	200,000円	150,000円
教育機材維持費	150,000円	150,000円
合計	1,150,000円	950,000円

※上記の他に教科書代・実習着代・学生諸費・暖房費が必要です。

※授業料（年額600,000円）のみ、前期・後期の分納が可能です。

職業実践専門課程 こども未来学科

項目	初年度	2年次
入学金	200,000円	
授業料	600,000円	650,000円
実習費	200,000円	150,000円
教育機材維持費	150,000円	150,000円
合計	1,150,000円	950,000円

※上記の他に教科書代・実習着代・学生諸費・暖房費が必要です。

※授業料（年額600,000円）のみ、前期・後期の分納が可能です。

※短期大学併修費用は、上記に含まれます。

②納付期限・納付方法

合格通知到着後10日以内に、合格通知に同封される振込用紙を利用してお振込みください。

③校納金の納入や修学に係る資金への支援

「学生募集要項」に記載されている内容は、学則等の規定に基づいて定められていますが、これら校納金の納入に際してその学生や保護者に窮することがある場合は、この相談に応じ諸規定に基づいて分納を認めることができます。

④奨学金、就学支援金・貸付案内

本校の学生が受給できる奨学金は、下記の種類のものです。

各奨学金規定に基づき、本校学生の中から選考の上、支給されます。

- (1) 北海道介護福祉士修学資金奨学金
- (2) 北海道保育士修学資金制度奨学金
- (3) 日本学生支援機構奨学金制度
- (4) (社) 生命保険協会奨学金制度
- (5) 各都道府県奨学金制度（出身者等）

就学上の資金面で支援を要する学生と保護者には、各担任を通じて各種金融機関等の貸付案内について紹介を受けることができます。

また、就学支援金については希望する学生、保護者へ就学支援金を主催する各種関係機関や団体に紹介しています。

